

豊中市伊丹市クリーンランド危機管理対策会議設置要綱

(設置)

第1条 危機管理対策の総合的な推進を図るため、豊中市伊丹市クリーンランド危機管理対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 対策会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）の設置及び配備に関すること。
- (2) 豊中・伊丹両市（以下「両市」という。）地域防災計画に基づく施策の推進調整に関すること。
- (3) 両市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づく施策の推進調整に関すること。
- (4) 業務継続計画に関すること。
- (5) 危機事態発生時の防火・防災管理及び事故対応に関すること。
- (6) 危機管理対応方針及び各マニュアル等に関すること。
- (7) 危機事態時における情報共有に関すること。
- (8) 想定危機事態の予防に関すること。
- (9) その他危機管理対策に係る事項に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、事務局事務担当次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 前項の委員は、兼務することがある。
- 6 委員長は、危機管理上必要と認める場合、安全管理者、衛生管理者及び酸素欠乏危険作業主任技術者の職にある者の中から委員として指名することができるものとする。

(職務)

第4条 委員長は、対策会議の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は、危機事態の発生又は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長になる。

- 2 対策会議は、大規模災害等発生に伴う事故、火災・爆発等への対策検討を総合的に実施する為、事故対策委員会及び防火・防災管理委員会の所掌事項も併せ会議するものとする。ただし、消防計画等の見直しに関することについては、防火・防災管理委員会で処理するものとする。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(危機管理対策推進チームの設置)

第6条 第2条の所掌事項に係る具体的な事項を協議するため、危機管理対策会議に「危機管理対策推進チーム（以下「チーム」という。）」を置く。

- 2 チームは、チーム長及びチーム員で組織し、チーム長には委員長の指名する者をもって充てるものとし、チーム員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 チームには副チーム長を置くことができる。この場合において、副チーム長は、委員長の指名する者をもって充てるものとする。
- 4 チーム長は、チーム会議の事務を総理する。

- 5 副チーム長は、チーム長を補佐し、チーム長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 チーム会議は、必要に応じてチーム長が招集し、チーム長がその議長になる。
- 7 チームの事務局は、チーム員から編成するものとする。

(対策本部の設置)

第7条 委員長は、危機管理対応方針に基づく危機事態が発生した場合、対策会議を招集し、対策本部設置について会議する。ただし、対策会議を招集する暇がない場合は、危機事態に迅速かつ機動的に対応するため、委員長の命により対策本部を設置するものとする。

- 2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 3 本部長は、委員長をもって充てる。また、副本部長は、副委員長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 前項の本部員は、兼務することがある。
- 6 第1項の規定により対策本部を設置した場合、対策会議は対策本部会議に移行して開催するものとする。

(対策本部所掌事項)

第8条 対策本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 危機事態に対する対応方針に関すること。
- (2) 危機事態に係る情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 広報及び報道に関すること。
- (4) 職員の配備に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 危機事態の対応に係る総合調整に関すること。
- (7) その他危機事態への対応に関して重要な事項の決定に関すること。

(班)

第9条 対策本部に別表第3に掲げる班を置き、同表の分掌事務欄に掲げる事務を分掌させるものとする。

- 2 班に属すべき班長及び班員は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 班長は、本部長の命を受けて班の事務を所掌し、班員を指揮監督する。
- 4 班長は、班の被害に関する情報及び応急対策の状況等を取りまとめ、本部長に報告し、必要に応じて本部長の連絡事項を班に伝達するものとする。

(配備)

第10条 班長は、本部長の命に基づき、別表第4の配備基準により班員を配備する。但し本部長の命がないときにおいてもその状況に応じて、班長は配備することができる。この場合、班長は直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

- 2 本部長は、前項の配備体制の必要がなくなったときは、直ちに解除する。

(応援職員の派遣)

第11条 班長は、応援を求める必要があるときは、直ちに本部長に報告しなければならない。

- 2 本部長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて応援職員を派遣するものとする。

(事務局)

第12条 対策会議及び対策本部会議の事務局は、総務課に置く。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、対策会議又は対策本部会議の運営に関し必要な事項は、委員長又は本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表第1（第6条関係）

<p>各課、係長級以上の職にある者1名を選任し、事務局へ報告するものとする。 ただし、任期については別に定めのないものとし異動等の理由によりチーム員を変更するときは、所属長がチーム員の変更を事務局へ届け出るものとする。</p>

別表第2（第3条第4項及び第7条第4項関係）

<p>対策会議の委員及び 対策本部の本部員となる べき者の職</p>	<p>事務局技術担当次長、総務課長、再資源・搬入課長、施設課長、管理課長、ごみ処理施設技術管理者、防火・防災管理者、電気主任技術者、ボイラータービン取扱主任技術者、危険物取扱主任技術者、チーム長、その他、第3条第5項に基づき委員の指名を受けた者</p>
--	--

別表第3（第9条関係）

本部	班の名称（班長）	担当課	主な分掌事務欄
<p>危機管理対策 本部の設置</p> <p>本部長 （事務局長）</p> <p>副本部長 （事務局次 長）</p> <p>※：本部長事 故あるときは その職務を代 理する</p> <p>本部員</p>	<p>総務班 （総務課長）</p>	<p>総務課</p> <p>（平常業務及 び災害対応）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の取りまとめに関すること。 関係機関等との連絡調整に関すること。 関係機関等への情報提供・情報収集に関すること。 災害廃棄物処理実施計画に関すること。 災害廃棄物の仮置場設置等に関すること。 建築物等の被害状況の調査・点検及び応急対策に関すること。 建築物等の二次被害の防止に関すること。 建築物等の災害復旧・補修に関すること。 各班との連絡調整に関すること。
	<p>施設班 （施設課長）</p>	<p>施設課</p> <p>（平常業務及 び災害対応）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設・設備の被害状況の調査・点検及び応急対策に関すること。 所管施設・設備の二次被害の防止に関すること。 所管施設・設備の災害復旧・補修に関すること。 ごみ処理施設運転計画に関すること。
	<p>運転管理班 （管理課長）</p>	<p>管理課</p> <p>（平常業務及 び災害対応）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設・設備の被害状況の調査・点検及び応急対策に関すること。 所管施設・設備の二次被害の防止に関すること。 所管施設・設備の災害復旧・補修に関すること。 ごみ焼却施設・排水処理施設の運転管理に関すること。

	再資源化班 (再資源・搬入課長)	再資源・搬入課 (平常業務及び災害対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ処理計画に関すること。 ・資源化物等の搬出計画に関すること。
		リサイクルプラザ受託者 (平常業務及び災害対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の被害状況の調査・点検及び応急対策に関すること。 ・施設・設備の二次被害の防止に関すること。 ・施設・設備の災害復旧・補修に関すること。
	搬入指導班 (再資源・搬入課長)	再資源・搬入課 (平常業務及び災害対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・全動線の被害状況調査に関すること。 ・計量機、投入ゲート等の機器の点検及び受入業務の可否に関すること。 ・臨時ごみの受付市民等の対応に関すること。

別表第4 (第10条関係)

震災配備

配備基準	配備の種類	組織体制	配備体制
豊中・伊丹市域で震度4の地震が発生したとき。	震災第1号配備	地震災害警戒体制	当務職員で対応
豊中・伊丹市域で震度5弱及び5強の地震が発生したとき。	震災第2号配備	地震災害警戒体制 又は 危機管理対策本部体制	課員数の5割動員
豊中・伊丹市域で震度6弱以上の地震が発生したとき。	震災第3号配備		全職員

風水害配備

配備基準	配備の種類	組織体制	配備体制
①大雨洪水警報が発表されたとき ②台風の接近に伴い、強風による倒木や大雨による浸水等の被害が予測される場合 ③大雨警報(土砂災害)又は大雨、洪水、雷注意報が同時に発表され、浸水等の被害が予測される場合 ④土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報が発表された場合 ⑤上記に準じる事態により、風水害が予測される場合	風水害第1号配備	風水害警戒体制	当務職員で対応
①上記①～⑤に加え、クリーンランドへの影響が大きくなることが予測される場合 ②尚、被害の規模等、状況により本部設置、又は2号配備を判断するものとする	風水害第2号配備	風水害警戒体制 又は 危機管理対策本部体制	課員数の5割動員
①避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合 ②警戒レベル3が発令された場合 ③被害が拡大し災害救助法の適用基準に該当又は該当する見込みである場合 ④事務局長が必要と認めた場合	風水害第3号配備 (震災第3号配備に相当)		全職員

《配備体制》 (災害時対応マニュアル P7 第2章 地震災害 3. 配備体制)

◎ 配備指令 (夜間・土・日曜、休日) (開庁時は、通常業務、及び災害対応可能な体制)

班名 (担当課)	区分 体制	地震区分 (震災配備)			風水害区分 (風水害配備)		
		警戒体制	警戒体制 被害状況に 応じ本部体 制へ	危機管理対 策本部	警戒体制	警戒体制 被害状況に 応じ本部体 制へ	危機管理対 策本部
		第1号	第2号	第3号	第1号	第2号	第3号
総務班	総務課	—	課員数の5割	全職員	—	課員数の5割	全職員
施設班	施設課	—	課員数の5割	全職員	—	課員数の5割	全職員
運転管理班	管理課※	当直係は平常業務に従事し、班長の指示により災害対応業務に従事 (当務職員)					
再資源化班	再資源・搬入課	—	課員数の5割	全職員	—	課員数の5割	全職員
搬入指導班	再資源・搬入課	—	課員数の5割	全職員	—	課員数の5割	全職員
	計	—	全体の5割	全職員	—	全体の5割	全職員

○配備指令は、本部長の命を受け班長が各班員へ配備指令を伝達するものとする。

地震区分：第1号配備、及び風水害区分：1号配備の体制は、当務職員で対応。

地震区分：第2号配備、及び風水害区分：2号配備の体制は、職員から指名。

地震区分、風水害区分：第3号配備、及び緊急時の体制は、第3次対応とし、全庁体制。